

令和2年7月13日

プレジャーボートの所有者様

広島県東部建設事務所長
〒723-0015 三原市円一町2-4-1
三原支所管理課

プレジャーボートの係留保管の適正化推進に関する
係留許可申請手続きについて（依頼）

県行政の運営については、日頃から御協力を頂き、厚くお礼を申し上げます。
広島県では、全県的にプレジャーボートの適正保管を進めてきており、今後、県管理の水域
では、プレジャーボートの係留許可が必要になります。

この係留許可は、港湾・漁港内の静穏な水域で、漁業活動や周辺環境に支障がない水域を「小
型船舶用泊地」として県が指定し、この水域でのみ行うようになります。

今回、瀬戸田港林地区及び名荷港地区（別紙「地区別実施計画」を参照）を「小型船舶用
泊地」として指定し、現地説明会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症
対策に伴い、やむを得ず説明会の開催を取りやめ、書面による申請手続きのご案内を行うこと
に致しました。

つきましては、今後とも同地区に係留される場合、小型船舶用泊地等使用許可申請書の提出
が必要となりますので、次のとおり提出くださるようお願いいたします。

- 1 提出書類：小型船舶用泊地等使用許可申請書2部（うち1部はコピーで可）
- 2 提出先：〒723-0015 三原市円一町二丁目4-1
広島県東部建設事務所三原支所 管理第二係（郵送可）
- 3 提出期限：令和2年8月31日（月）まで

※この依頼は、平成30年及び令和元年の係留状況調査をもとに、補足説明記載の波止及び
その近郊にプレジャーボートを係留等されている方に送付しています。

※既に所有者が替られている場合には、新たな所有者へお伝えくださるとともに、当支所に
ご一報くださるようお願い致します。

担当 管理第二係
連絡先 0848-64-4264
担当者 杉本・高橋・山本・谷本・安部

補足説明

- 1 今回は、瀬戸田港 林地区及び名荷港地区 をプレジャーボートの係留が可能な「小型船舶用泊地」として指定します。（「資料3 地区別実施計画」のとおり。）
- 2 また、プレジャーボートを許可なく係留してはならない禁止区域を指定し、（「資料4 禁止区域図」のとおり。）令和2年11月2日以降、係留許可なく係留すると違法となり、取締りの対象となります。
- 3 「小型船舶用泊地」に係留する場合、県への許可申請が必要となりますので、今後とも瀬戸田港 林地区及び名荷港地区に係留される場合、小型船舶用泊地等使用許可申請書（資料5）の提出が必要となりますので、申請書の記載例（資料6）に従い、申請書及び必要な添付書類（資料7を参照）を2部（うち1部はコピーで可）提出してください。



※2 3 5は河川のため泊地指定できませんので、船舶の移動をお願いすることとなります。

凡 例	
青数字	図面プロット番号
01~	尾道糸崎港内
207~	地方港湾内
●	泊地指定
●	河川単独
●	港湾河川重複

小型船舶用泊地等使用許可申請に係る書類について

1 小型船舶用泊地等使用許可申請書（資料5）について

- 「1 使用する小型船舶泊地等」は、記載例（資料6）のとおり記入してください。
- 「2 の係留を行う船舶等」について、

- ・「(1) の船舶」は、

ご自身の船の船種と小型船舶の登録番号を記載してください。船舶の長さについては、船舶検査調書に記載されている長さを記載してください。

- ・「(2) 係留の用に供する工作物」は、

記載例（資料6）のとおり、船を係留するために使用している工作物に  をしてください。

※その他の工作物があれば、「ク その他（　　）」に記入してください。

※通船、桟橋及び渡橋には、長さも記入してください。

- ・「(3) 使用期間」については、

使用期間の始期は、空欄のままとしておいてください。

使用期間の終期は、令和5年3月31日までと記載してください。

※今回、この申請書を提出いただければ3年間は手続きが不要です。

※令和5年には、許可更新手続きをおこなっていただくこととなります。

この更新時から、条例で定める使用料をお支払いいただくこととなります。

2 必要な添付書類について

申請書へ添付していただく書類は、「資料7 必要添付書類一覧表」のとおりです。

3 書類の提出部数

2部（うち1部はコピーで可）を東部建設事務所三原支所管理課へ提出してください。

※提出先は、封筒に記載のとおりです。

その他

- 1 使用料は、当面は無料ですが、令和5年度から使用料が必要となります。
今回の説明に係る地区については、船舶の長さ（桟橋及び渡橋の長さを加えます。）1m当たり月額300円の使用料となります。
- 2 東部建設事務所三原支所のホームページへ関係資料を7月半ばまでにアップする予定です。（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/218/>）

その他、申請書及び添付資料などのご質問等や御不明な点がございましたら、ご遠慮なく管理課までお問い合わせください。

瀬戸田北部におけるプレジャーボートの 係留保管の適正化推進について

【配布資料一覧】

- 資料 1 放置艇解消のための基本方針（パンフレット）
- 資料 2 許可艇転換チラシ
- 資料 3 地区別実施計画
- 資料 4 禁止区域図
- 資料 5 小型船舶用泊地等使用許可（変更）申請書
- 資料 6 小型船舶用泊地等使用許可（変更）申請書 《記載例》
- 資料 7 必要添付書類一覧表
- 資料 8 位置図
- 資料 9 位置図 《記載例》
- 資料 10 見取り図
- 資料 11 見取り図 《記載例》
- 資料 12 誓約書
- 資料 13 誓約書 《記載例》
- 資料 14 写真 《撮影例》

広島県内のプレジャーボートの係留に新しいルールを定めました

放置艇解消のための基本方針



令和2年4月

広島県港湾振興課

基本方針の目指す姿

広島県では、平成30年3月に「放置艇解消のための基本方針」を策定しました。

令和元年度から令和4年度末までに、現在、放置艇となっている全てのプレジャーボートについて、公営・民営のマリーナ、ボートパークなどの係留保管施設へ誘導し、又は新たに指定する係留可能場所への係留許可を与え、秩序ある適正な保管状態とすることを目指します。

これによって、許可なく係留しているプレジャーボートをゼロ隻にしていきます。



広島県の状況

○ 広島県内の放置艇の現状・問題

広島県は、太平洋や日本海のような外海ではなく、穏やかな瀬戸内海に面し、小型船舶の係留が容易である静穏な海域が多いことが誘因となって、現在、県内には、プレジャーボートの放置艇が多数存在しています。(約10,700隻 全都道府県中最多【H30年度データ】)

放置艇は、船舶航行の支障、保管水域の私物化、津波・高潮・洪水災害時の被害の助長、油流出などの問題を引き起こすおそれがあります。

○ これまでの県の取組

平成10年に「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を制定し、その後、放置艇の集積が著しい広島港及び福山港地域において、「係留保管施設の整備」と「放置等禁止区域の指定による規制」を両輪とした方策を進めてきました。これによって県内の放置艇数は減少してきています(H8年度約17,000隻 → H30年度約10,700隻)が、全都道府県中最多レベルです。

基本方針による新しいプレジャーボートの係留ルール

○ 令和元年度以降は、地方の港湾・漁港を含め、全ての水域について、プレジャーボートの係留許可が順次必要になります

- 県内の公営・民営の係留保管施設以外の全ての水域(港湾・漁港内など)にプレジャーボートを係留しようとする場合には、令和元年度以降、県が指定する係留可能場所の許可が必要になります。
- 令和5年度からは、使用料の徴収を開始していきます。

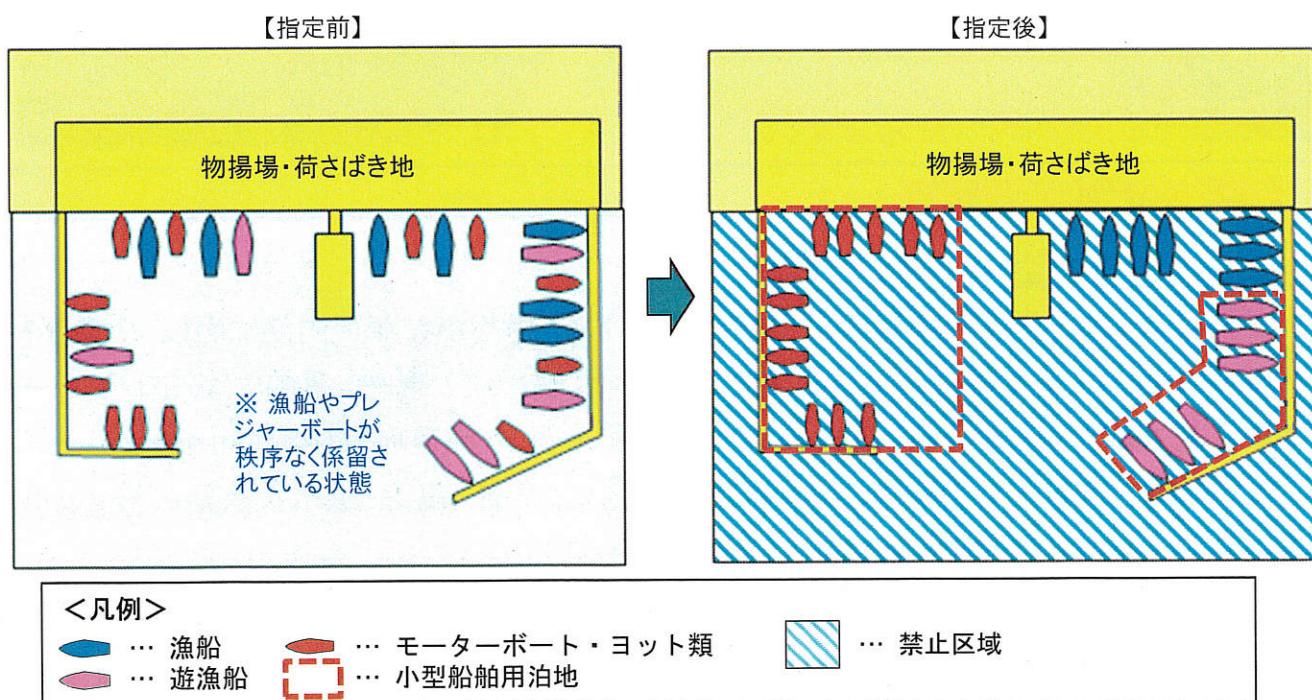
○ 新しいプレジャーボートの係留可能場所となる「小型船舶用泊地」を、県内各地に設けます

- 既存の港湾・漁港内の静穏水域を、県が「小型船舶用泊地」に指定して、プレジャーボートの係留可能場所にします。
- 令和元年度から4年度までの間、順次指定していきます。

○ 小型船舶用泊地以外に係留しているプレジャーボートには、撤去指導を行うようになります

- 小型船舶用泊地の指定と同時に、法律に定める「放置等禁止区域」を指定しますので、県の撤去指導に従わない場合は、懲役刑や罰金刑が科される可能性があります。

＜小型船舶用泊地・禁止区域指定のイメージ図＞



※ 基本方針では、新しいプレジャーボートの係留ルール作りの他に、廃船処理、保管場所確保の義務付け、意識啓発などについても取り組むこととしています。

＜問合せ先＞広島県庁 土木建築局 港湾振興課 海域管理グループ 電話 082(513)4038

県管理水域での プレジャーボートの 係留には許可が 必要になります。



広島県は、令和4年度末の放置艇解消を目指しております、正規の保管施設に係留していないプレジャーボートは係留許可が必要になります。

1. 令和元年9月から順次、県管理の港湾・漁港に「小型船舶用泊地」を指定していきます。
2. 小型船舶用泊地に泊めるためには県への「許可申請」が必要になります。
3. 小型船舶登録されている方は、県の建設事務所等から「現地説明会」の開催案内があります。ご参加をお願いします。
4. 許可を受けている場合は、撤去指導を行います。
5. **令和5年4月からは使用料が必要となります。**

区分	月単価 (m)
国際拠点港湾・重要港湾	320円
地方港湾・漁港	300円

使用料の計算方法は
裏面をご覧ください

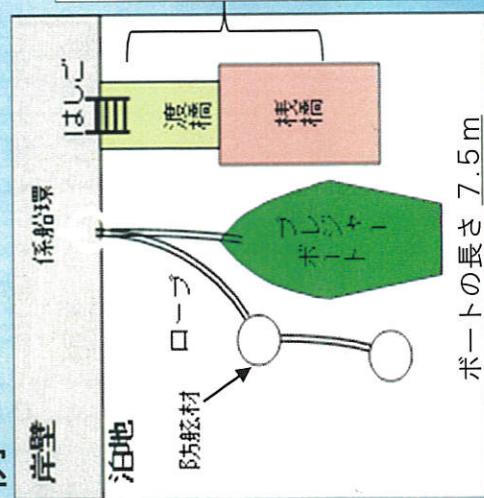


使用料の計算方法

1隻1か月につき船舶の長さ(桟橋及び渡橋の長さを加えます。1m未満は切り上げ)に単価を乗じた額とします。
※ 船舶の長さ: 登録長



例



1か月当たり使用料

○ 渡橋等がある場合

- ・ 重要港湾以上 : $(7.5m + 7.5m) \times 320\text{円} = 4,800\text{円}$
 - ・ 地方港湾・漁港 : $(7.5m + 7.5m) \times 300\text{円} = 4,500\text{円}$
- 渡橋等がない場合 (1m未満を切り上げ 7.5m → 8m)
- ・ 重要港湾以上 : $8m \times 320\text{円} = 2,560\text{円}$
 - ・ 地方港湾・漁港 : $8m \times 300\text{円} = 2,400\text{円}$

※ 個別の計算については、現地説明会や申請の際にご相談ください。

ご不明な点はお気軽にお尋ねください。

広島県 港湾振興課 海域管理グループ
TEL 082 (513) 4038 FAX 082 (223) 2463
E-Mail : dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp

小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書

年 月 日

広島県東部建設事務所長 様

申請者 住所 印
 氏名
 (法人にあっては事務所の所在地,
 名称及び代表者の氏名)
 連絡先

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

1 使用する小型船舶用泊地等

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

(船舶番号 広島・船舶の長さ m)

(2) 係留の用に供する工作物 (該当するものに○印)

- ア 係船環
- イ ロープ
- ウ 防舷材
- エ 通船 (長さ m)
- オ 栈橋 (長さ m)
- カ 渡橋 (長さ m)
- キ 梯子
- ク その他

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 5年 3月31日まで

- 備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャー・ボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャー・ボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。
- 2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾○○港○○地区(○市○○町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。
- 3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーター・ボート(船舶番号○○○-○○○○○○広島・船舶の長さ○○. ○○m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 栈橋(長さ○○. ○○m)、オ 渡橋(長さ○○. ○○

○申請期間は
令和2年7月20日(月)～8月31日(火)

○提出部数は 小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書 (記載例)
2部(うち1部はコピーで可)

令和2年 ○月 ○日

広島県東部建設事務所長 様

申請者 住所 尾道市瀬戸田町口口 ○○番地
氏名 瀬戸田 太郎 印
〔法人にあっては事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
連絡先 0845-12-3456

※連絡が可能な電話番号

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

1 使用する小型船舶用泊地等
地方港湾 ○○○港 △△△地区

※ 港湾名、地区名は、資料3
「地区別実施計画」に記載があります。

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶
モーターべーと (船舶番号 273-123456 広島・船舶の長さ 5.678m)

(2) 係留の用に供する工作物 (該当するものに○印)

- ア 係船環
- イ ロープ
- ウ 防舷材
- エ 通船 (長さ 2.10 m)
- オ 桟橋 (長さ . m)
- カ 渡橋 (長さ . m)
- キ 梯子
- ク その他 ()

3 使用期間

令和 2 年 月 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

- 備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。
- 2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾○○港○○地区(○○市○○町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。
- 3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターべーと (船舶番号○○○-○○○○○○広島・船舶の長さ○○. ○○m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 桟橋 (長さ○○. ○○m)、オ 渡橋 (長さ○○. ○○m)、カ はしご」の例により記載するものとする。